

地域の声にすぐ動く!



渋田ちしゅう



発行:都民ファーストの会渋田ちしゅう後援会
住所:〒130-0004東京都墨田区本所4-4-2
TEL:03-5608-3324 FAX:03-5608-3325
HP:www.4buta.com e-mail:c_4buta@yahoo.co.jp

活動報告

ホームページへ



墨田区議会基本条例概要(通年議会)

十二月十一日の平成三十年第四回定例会最終日に議決しました「墨田区議会基本条例」の概要を紹介します。定例会最終日には、本会議にて内容の条文について質問しました。今後、確認しておいた方が先々のために大事であると考えましたので、詳しくは三月まで今期中に、議会改革特別委員会にて議論がなされます。

第1章総則(第1条、第3条)の第9章まであります。第1条は「目的」、第2条は「定義」、第3条は「基本理念」、第2章は「議会及び議員の活動原則」(第4、5条)

第5条では、公職にある者として、自らの議員活動について説明するよう努めるようあります。これは区議会各会派発行の会派報の考えにつながります。政務活動費経理責任者会議で私は、複数会派に属する議員も個々に会派報個人版として発行することは良いことであると主張しました。32人の議員がそれぞれの地域で会派個人報を発行することで、広く区民に区議会報告がなされていくと考えます。第3章(議会運営)の第10条で、議長及び副議長は、



12月11日、本会議場で議案質議する渋田議員

就任に当たり本会議で所信表明を行うことができるとしています。第13条では、委員長は、必要があるとき、議事堂以外の場所において委員会を開会するすることができるとしています。区役所上層階だけではなく、地域で開かれる区議会は、区民の傍聴者の増加にもつながります。

第17条で、会派の構成議員数が2人以上になりました。今期は基本は3人でしたが、申し合わせで2人で交渉会派としています。そこで私は、条文にあります「活動を共にしようとする」との解釈について本会議で質問し、採決は含まれるが、会派及び個々の判断によるとの議案提出者(議会改革特別委員長)の答弁でした。区議会(地域議会)は会派構成には色々な状況がありますので、採決内容によっては意見が分かれる場合もあります。第4章(区民等及び議会の関係)の第21条では本会議及び委員会において、区長等は反問又は反論できるとありますので、区長等の「等」について質問した結果、委員会に出席する課長級及び常勤監査委員も対象であるとの答弁です。来期は委員会において、議員の質問に対し、課長級職員が反論又は反問できることとなります。一方的に議員の質問に答えている職員から、互いに議論で戦う活発さは区議会に変わればと思います。議会は「生き物」であると私は考えていますので、どんな発言ができるかわからないものです。他に第7条で来期からは、定例会の回数は年1回として、会期を「通年」とすることになりました。

地域活動

地元町会歳末パトロール

十二月二十八、三十日まで3日間、地元町会歳末パトロールに参加しました。年末の夜は寒かったです。拍子木を担当しました。

墨田区新春ラジオ体操会

一月三日朝8時、墨田区新春ラジオ体操会地元町会の公園で開催され、ラジオ体操連盟の関係者や地元地域の方々など、寒い中にも関わらず大勢参加しました。

